

福島市客引き行為等の防止に関する条例改正案(素案)に関する パブリック・コメントの結果について

令和7年10月22日(水)から11月21日(金)まで、福島市客引き行為等の防止に関する条例の改正に関するパブリック・コメントを実施し、市民の皆様等からのご意見を募集いたしましたので、その結果及びご意見に対する回答を報告いたします。

1 意見提出者及び件数 3名(3件)

2 意見の内訳

- (1) 第9条の文言について 1件
- (2) 条例改正の目的について 1件
- (3) 条例改正の背景について 1件

以上3件の意見に対し、素案の修正は行いませんでした。

3 意見の概要と意見に対する考え方

このたび、福島市客引き行為等の防止に関する条例改正案(素案)へご意見を賜り、誠にありがとうございました。

いただいたご意見の概要と考え方は次のとおりです。

いただいたご意見については、本条例の改正のための参考とさせていただきます。なお、ご意見の内容につきましては、原文を要約して掲載しております。

No.	内容	意見の概要	意見に対する考え方
1	第9条の文言について	「関係警察署長その他関係機関の長又は関係団体の代表者」という文言について、刑事訴訟法等で使用されている「公務所又は公私の団体」とした方が簡潔でよいのではないか。	第9条の文言につきましては、素案の文言も意味することは同様ですので、修正はいたしません。警察等の関係団体との協力により、効果的な対策を取るよう努めます。
2	条例改正の目的について	客引きに会い不愉快な気持ちになったことがある。市民が安心して安全に歩ける街づくりをお願いしたい。	ご意見を参考に、市民や来訪者が安心して繁華街を歩ける環境づくりに取り組みます。
3	条例改正の背景について	説明の中で「警察の取締まりは困難」との文言があるが、このように決めつけてとらえている限り状況は改善されないのではないか。	ご意見を参考に、条例改正後は市が指導を行うとともに警察等の関係機関と連携しながら効果的な対策を取るよう努めます。